

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第4項により同法第6条第2項による届出とみなし次のとおり公告する。

なお、その変更届出書等は令和3年2月2日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和3年2月2日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ笠松店
岐阜県羽島郡笠松町米野字西起59番地1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社
代表取締役 関口 憲司
愛知県稲沢市天池五反田町1番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営に関する事

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の の開店時刻及び閉店時刻	10:00～20:00	ユニー株式会社 9:00～21:00
		その他の小売業者 10:00～20:00

来客が駐車場を利用することができる時間帯	9:30～20:30	8:30～21:30
----------------------	------------	------------

4 届出年月日

令和3年1月22日